

## 第 34 回例会

2023. 5. 10

国際ロータリー第 2530 地区 県北第一分区  
福島南ロータリークラブ会報今年度  
スローガン  
インスパイア

いつもわが身を鼓舞し、仲間の行動を激励し、人に感銘を与える

会員 66 名中	49 名出席	出席率 74. 24%
修正 55 名出席		出席率 83. 33%
		メイクアップ 6 名

WEBSITE!

イマジン  
ロータリー

例会場 クーラクーリアンテサンパレス 福島市上町 4-30

開催日 毎週水曜日 12時 30分~

会長 渡邊 正義

幹事 穴戸 隆司

## 会長挨拶

渡邊正義 会長



皆様こんにちは。連休はお楽しみ頂いたでしょうか。

私の年度も残すところ2ヵ月弱になりました。今まで本当にありがとうございました。あと少しですでお付き合い願います。

今日は少しここにも記されています「入りて学び、出でて奉仕せよ」についてお話をしたいと思います。

ロータリーの本質は親睦の中から自己を研鑽し、奉仕の心を高める事にあります。これは例会に出席しなければ出来ない。毎週の例会に出席することで、気兼ねの無い話し合い、笑いのある楽しい雰囲気の中で醸し出された会員同士の親睦のエネルギーが自己研鑽と「人の身になって考え、人のお役に立つ行い」という奉仕の心を生み出し、高めていくことが出来ます。つまり例会の中で親しみ、磨きあい、学びあう中でロータリーがよく言う「寛容と調和」の心を身に着けていく。「入りて学び、出でて奉仕せよ」であります。ロータリークラブの例会を通じて、親睦を出発点とし、奉仕の心を植えつけ、一人一人が各方面で実践することが大切なのであります。

私たちロータリアンは、ロータリーの目的を達成するためにもロータリーの綱領を推進することが大切です。その綱領とは、

1. 広く知り合いを求めて奉仕の機会を持つ
2. 各自の職業に誇りを持ってその道徳的基準を高める
3. 公私の別なく奉仕の理想を実行する
4. 理解と友情を国際的にも広げる

という4つの道を掲げています。

以上で会長挨拶を終わります。ご清聴ありがとうございました。

## 米山奨学生奨学金授与

リン インテイ  
胤廷さん



すみません、授業のため遅くなりました。そして今週の土曜日は私の誕生日なのでありがとうございます。

ここには両親はいませんが、一番感謝したいのは両親です。日本留学とか柔道のことも一番支えてくれて、本当に嬉しい。感謝するしかないです。来月、柔道の試合があるかもしれないので、今月と来月は柔道の練習を頑張ります。どうぞよろしくをお願いします。



## 5月度誕生祝い



(左から) 斎藤ミヨ会員、高橋和之会員、渡邊正義会長、高橋正一会員、廣澤俊樹会員、  
伊藤弘子会員、木村昇会員  
(欠 席) 高橋実会員、藤原和雄会員



ロータリーの友につきまして発表させていただきます。縦の4ページ「その可能性、開く？閉ざす？」「努力って何でしょうか？」という織田克利先生の講和が載っております。これ普通の講和が載っているわけなんですけども、1番上の方ちょっと見ていただくと、2022年4月23日の講演の内容だと思うんですけども、去年の4月23日っていうとコロナ真っ只中で、こういう講演会をよくやれたなと思うのと、中学生の前での講演ですからよく学校の先生方も許可したなという風に思われます。

それで、その下に国際ロータリー第2610地区と記載があるように、これは富山県の新湊ロータリークラブ創立50周年の記念事業です。

これを見た時に、私は記念事業としては有名人や有名な先生をここに呼んで講演をやってもらうくらいしか思い浮かびません。これを考えてみると、出前講座みたいなことをこの50周年記念で素晴らしいなと思ったんです。

これは射水市新湊中学、新湊南部中学、射北中学の300名を対象にして開催されております。この記念事業でこういうことやるのは本当に素晴らしいなと、なんか我々もこれを参考にしたらいいのかなという風に思っております。内容につきましても、時間がありますので読ませていただきます。

『自分ならどんなことが好きで一生懸命できるのかな、ということを考えてみるのは、一つのきっかけになります。ある人には苦痛、面倒と思うことでも、自分にとっては楽しく力が付くと嬉しく継続することができ、結果として新しい自分を見つけられるかもしれません。「好きこそものの上手なれ」実力を付けられれば、次の目標が見える。そう、努力はさせられるものではなくて、自ら積み重ねるものなのです。』ということで、努力ってなんでしようかという内容でございます。これちょっと読ませていただいたら、この中学生300人が耳と目でしっかり講演を聞いている様子が浮かび上がりました。皆さんもぜひ見ていただければと思います。

それから横書の18ページ「3.11被災地をこの目で見よう」ローターアクターが震災の爪痕が残る福島を訪問という題目になっていますけれども、我々当事者としてこれから考えながら、この爪痕を忘れることが無いようなことをしていかなければならないような気がいたします。このロータリーの友をしっかり熟読していただければありがたいと思います。

今月はですね、青少年奉仕月間でございますので、青少年奉仕についてちょっとお話をさせていただきます。青少年奉仕はいつ誕生したのかと、五大奉仕になるまでの経過をお話しさせていただきます。

五大奉仕とはロータリークラブ会員がクラブ内において行うべき奉仕活動を5つの奉仕に整理し、それを5部門の委員会活動として示したもので、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、そして青少年奉仕があります。

1905年に初めてロータリークラブが誕生したのち、しばらくは奉仕の経緯や委員会活動などはありませんでした。その後様々な経緯を経て、1927年オステンド国際大会でクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕の3部門が誕生いたします。

翌1928年ミネアポリス大会で国際奉仕が追加され、以後四大奉仕として長らくロータリークラブの活動として定着してまいりましたが、今から13年前の2010年の規定審議会で青少年（新世代）



への奉仕が第五の奉仕部門として加わり五大奉仕部門となりました。ということで、こちらの青少年奉仕ができたということでございます。

クラブ奉仕は会員同士の関係をはぐくみ、積極的な会員増強計画を実行して、活気あるクラブ作りを行うことです。

職業奉仕は全てのロータリアンが倫理と高潔さを持って仕事にあたり、職業の知識やスキルを社会のニーズ解決のために進んで役立てることであります。

社会奉仕は全てのロータリアンが地域社会における積極的平和を目指すことにより、地域の人々の暮らしを高いより豊かにし、より良い社会づくりに貢献することです。

国際奉仕は、国際的なプロジェクトでボランティアをしたり、海外のパートナーとの協同活動を通じて、平和と相互理解を推進することです。

そして青少年奉仕とは、青少年や若い世代の社会人がリーダーシップ能力を伸ばせるよう支援することです。

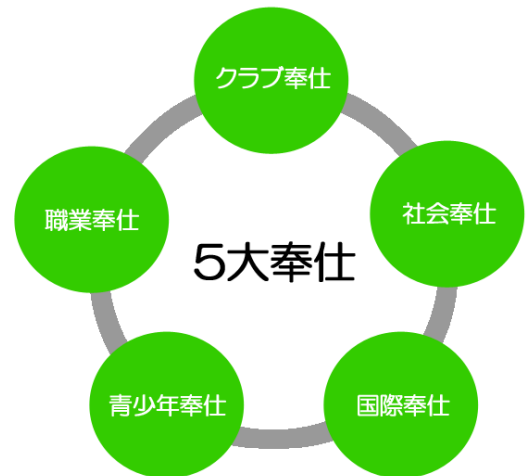
ということで、青少年奉仕ができたわけでありまして。それで青少年ということについて申し上げますと、各ロータリアンの責務は年齢 30 歳までの若い人全てを含む青少年の多様なニーズを認識しつつ、より良き未来を確実なものとするために、青少年の生活力を高めることによって、青少年に将来の準備をさせることとあります。全てのクラブと地区は、青少年の基本的ニーズを支援するプロジェクトに着手するよう奨励されています。基本的ニーズとは健康、人間の価値、教育、自己啓発であります。ということで新世代のためのプログラムにはインターアクト、ロータリーアクト、ロータリー青少年指導者養成プログラム、ロータリー青少年交換があります。

インターアクトについてご説明をさせていただきます。インターアクトは 12 歳から 18 歳までの青少年のための国際ロータリーの奉仕クラブです。インターアクトクラブは、支援や指導を与える個々のロータリークラブがスポンサーとなっていますが、運営面で経済的にも自立しています。クラブ会員の構成は様々です。男子のみ女子のみのクラブでもあれば、男女混合からなるクラブもあります。

その規模も大小様々、会員基盤は 1 つの学校の学生から集められる場合もあれば、同じ地域社会の 2 つ以上の学校からなる場合もあります。毎年インターアクトクラブは少なくとも 2 つの社会奉仕プロジェクトを行い、その 1 つは国際理解と親善を推進するものとされています。プロジェクトを通じて、インターアクトクラブの会員は、地域社会の海外のクラブと友情のネットワークを築きます。

奉仕活動はインターアクトの活動の真髄であります。ロータリーの奉仕の中で最も顕著かつ急速に発展しているプログラムの一つであり、120 余りの国や域に 14,000 以上のクラブを擁するインターアクトは世界的な現象となりました。現在、32 万人以上の若者がインターアクトと関わりを持っています。

今月は青少年奉仕ということもありますので、今月のロータリー活動、青少年奉仕を頭に入れて活動していただければ幸いです。





【会社の業務案内】

会員スピーチは2度目になりますが、今回は弊社株式会社橋脇商店の業務案内をさせていただきます。

弊社は昭和53年に設立しまして、今年で45周年を迎えております。業務内容は再生資源の卸売りと廃棄物の処理業を主軸としております。では再生資源とは何ぞや？といいますが、簡単に言えばリサイクルが可能で再利用ができるもの、かつ有償で取引ができるものの事を言います。主に金属、古紙、古布、びん、プラスチックなどのことを言いますが、その中で弊社が扱っているのは金属で、とくに非鉄金属を中心に取り扱っております。非鉄金属とは銅・アルミニウム・ステンレスやこれらの複合品などですが、これらは一般的に金属スクラップと呼ばれております。お客様となる発生元はさまざま、工場であれば部品や製品を造る過程で発生する材料の余剰部分や不良品、建築現場であれば裁断した金属や余った配線、解体現場では解体後に分別された金属等々、金属スクラップの発生するところは全て対象となります。これらのスクラップは私たちから見れば商品となるわけですが、キログラム当たりの単価を付けて仕入れさせていただきます。これらの金属スクラップは品種別に二次合金メーカーに納品さ

れ、そこから合金メーカーに行き製品となる訳です。簡単に言えばこのような流れで営業をしている訳ですが、少々皆さんと異なる点といえば、私達は売りで困ることはほとんどありません。お客様を増やすという点では同じですが、それはいかに仕入れ先を増やすかという事です。そのためには単純に言えば「安く売るためにどうするか」の逆で「高く買うためにどうするか」という事になります。これがなかなか簡単なことではありません。

現在弊社では銅ナゲットという製品を製造しております。これは廃電線から銅を取り出すために、湿式ナゲットプラントというプラントをつかって月間約20トン製造しております。出来た銅ナゲットは直接メーカーに納品できるため廃電線を高値で仕入れることができ、同業他社との差別化を図っているところでございます。発生先は電気設備会社、解体現場、鉄道管理会社、太陽光発電建設現場などです。

廃棄物の処理体系



次に産業廃棄物処理業ですが、これは廃棄物処理法という法律に基づいて業務を行うわけですが、まず産業廃棄物とは何か言うと「産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた占有者が自分で利用したり他人に有償で譲渡することができないため不要となった固形状または液状のもの、但し放射性物

質及びこれによって汚染されたものを除く物の事を言い、20種類に分類されています。産業廃棄物処理業は大きく分けて3つの区分があります。1つ目は産業廃棄物収集運搬業。2つ目は産業廃棄物中間処理業。3つ目が産業廃棄物最終処分業です。これらは1つずつに対しての県の許可が必要となり、弊社は産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し業務運営をしております。先ほど産業廃棄物は約20種類あると言いましたが、取り扱う廃棄物の種類ごとにも許可が必要になり、弊社で取得している品目は、①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥紙屑、⑦木屑、⑧繊維屑、⑨動植物性残さ、⑩金属くず、⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑫がれき類の12種類に加え、許可の区分が変わりますが、特別管理産業廃棄物の廃石綿等を入れ13品目の許可を取得し、発生元から弊社が契約している中間処理場、最終処分場などに収集運搬業務をしております。

目的	①廃棄物の排出抑制②廃棄物の適正処理③生活環境を清潔に保持することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること	
定義	廃棄物 ○汚物または不要物であって、固形状または液状のもの（放射性物質等を除く）	産業廃棄物
	一般廃棄物 ○産業廃棄物以外の廃棄物	○事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック等の廃棄物
処理責任等	特別管理一般廃棄物 ○爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れのある一般廃棄物	特別管理産業廃棄物 ○爆発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れのある産業廃棄物
	○市町村に処理責任 ○自ら作成した一般廃棄物処理計画に従ってその区域内での処理を原則としている	○事業者処理責任 ○都道府県知事等の許可制 ○施設及び申請者の能力が環境省令で定める基準に適合する場合等に許可
処理業 (収集・運搬又は処分)	○市町村長の許可制 ○施設及び申請者の能力が環境省令で定める基準に適合し、申請内容が市町村の定める一般廃棄物処理計画に適合する場合等に許可	○都道府県知事等の許可制 ○施設及び申請者の能力が環境省令で定める基準に適合する場合等に許可
指導監督 (収集・運搬又は処分)	○市町村長による報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令等	○都道府県知事による報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令等
処理施設	○都道府県知事等の許可制(ただし、市町村が設置する場合は、届出)	○都道府県知事等の許可制
指導監督 (処理施設)	○都道府県知事等による報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令等	○都道府県知事等による報告の徴収、立入検査、改善命令、措置命令等
輸出入規制	○国内処理の原則により、輸出には環境大臣の確認が必要	○国内処理の原則により、輸出には環境大臣の確認が必要 ○適正処理確保の観点から、輸入には環境大臣の許可が必要
就業禁止	○何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。	
焼却禁止	○何人も、処理基準に従って行う場合等を除き、廃棄物を焼却してはならない。	
罰則	○不法投棄、不法焼却の場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科(法人によるものは、3億円以下の罰金)	

次に一般廃棄物のお話をしたいと思います。少しややこしいのですが廃棄物には今言った産業廃棄物の他に一般廃棄物があり、廃棄物処理法においては一般廃棄物と産業廃棄物では、処理責任や処理業の許可権者が異なっています。一般廃棄物の処理責任は市町村にあり産業廃棄物は事業者自らに処理責任があります。許可権者は一般廃棄物は市町村で産業廃棄物は県になります。なので、皆さんご承知のように家庭から出たごみは福島市であれば福島市が回収してくれます。また一般廃棄物には事業系一般廃棄物の区分があり、これは事業活動に伴って排出される廃棄物であって、一般廃棄物に該当するものをいいます。例えば事務所などから出るオフィスごみ、飲食店やコンビニなどから出る食べ物の残りや賞味期限切れの弁当、スーパーからでる総菜の残りなどです。これらは事業者自らが市の処理場に運ぶか、一般廃棄物収集運搬業者に委託して処分をすることになります。このように産業廃棄物も一般廃棄物も、その種類と量によっては、「廃棄物と金銭は同方向に動くため」お客様はかなりの負担となってしまいます。またその一方で有価物と廃棄物、一般廃棄物と産業廃棄物の判断が難しく、どのように取り扱うべきか分からず余計な処分コストを掛けてしまっているケースもあります。資源物として有償で取引されるものにもかかわらず廃棄物としてお金を掛けていたというお客様も実際に居ました。

弊社は長年にわたり培ってきた再生資源物の知識を生かして廃棄物の発生の低減や処理コストの削減をお客様に提案させて頂きながら、今後も微力ではありますが我々を取り巻く環境問題に使命感を持って取り組んでいきたいと思っております。今後とも皆さん、よろしくお願ひします。

以上、本日は会社の案内をさせて頂きました。ご清聴ありがとうございました。





### 【四つのテストの実現】

東日本大震災による東京電力の原発事故で、「福島」という言葉は世界中に広まり、毎年3月11日になると「福島」がクローズアップされてきた。この12年で避難区域には多種の企業や研究所が誘致され、水素ステーションなどが建設され時代に添った環境造りがなされてきた。原発事故直後、あづま運動公園には2,000名余の避難者が押し寄せ、私は自宅を片付ける間もなく、避難者の相談に力を注ぐ事になった。1ヵ月2ヵ月と過ぎる中、30年余の法律業務で培った地盤は無くなり、浜通りの依頼者(双葉町・常葉町・浪江町等)に寄り添う事が出来なかった事が長年、心残りでした。

しかし先日、当会の一様浩孝会員が株式会社アストラの本社新社屋(福島市飯坂町平野字平田)を2018年頃から会員の廣澤俊樹設計士と共に建設してきたことの知らせを受け、嬉しく思うと共に若い会員が手を携えて未来に向かって事業を計画し、発展させている姿に感動しました。私の心の傷が癒やされた感じで、大変に喜ばしく、心から祝福したい。

一様浩孝会員が創立50周年記念誌の「一言メッセージ」に、「不思議の勝ちあり、不思議の負けなし」と書かれていること、加えてスピーチで「死ぬ程悩み、苦しんだことがある」と話されていたことから、何事にも真剣に深く追求し、解決しようとする姿勢・性格が新社屋のデザインに組み込まれていると私は感じました。

廣澤俊樹設計士は「一様さんの提案により中央のカウンターテーブル」の設置が決まり、そこは開発、営業、応接、商談、デモンストレーション等に利用され、ガラス張りの明るい温かみのあるスペースになった話があり、前向き思考力と行動力が便利で有益な新社屋になったのだと思います。柿の皮むきだけではなく、パイナップル・りんご・キューイフルーツ等の多種果実の皮むきを「きれいに美味しく仕上げること」が出来る技術を次は何に展開していくのか、楽しみです。

法律的な専門的な話ですが「工業所有権という特許権が絡む話」なので、刃物の材質や刃の角度等で権利侵害がないか等知識が必要ですが、これらのことをクリアできていることで、新会社を設立していることは素晴らしいことです。一様浩孝会員の新社屋は、晴れ晴れとしたニュースであり、ロータリー精神の「四つのテストの実現」そのものなので、心から祝福します。おめでとう！